

加古川市民交流ひろば使用についての注意事項

- (1) 施設の臨時休館をはじめ、管理運営上支障があるときは使用の許可を取り消すことがあります。
- (2) 許可を受けないで、物品の販売、入場料の徴収等をしないでください。
- (3) 会議室での物の紛失や破損等については、施設では一切責任は負えませんのでご了承ください。
- (4) 次の場合は職員にご相談ください。
 - ①隣接する会議室を一体で使用する場合
 - ②持ち込み機材がある場合
 - ③マイクを使用する場合（マイクの使用は会議室1及び2のみ可能です）
- (5) 当施設は防音設備がありません。音漏れ、隣接する部屋の音の発生（マイクを使用する場合を含む）については、ご了承のうえご使用ください。使用申請の提出により、了承を得たものとします。
- (6) 指定駐車場の駐車サービス券は、申請書提出時に1時間券1枚、会議室使用当日は1団体につき2時間券1枚を上限に交付します。
- (7) 来場者の安全性確保のため、原則台車は使用できませんのでご了承ください。
- (8) 来場者が多い場合、来場者の導線整理や案内は使用者側で行ってください。また、原則通路や通路側の壁等に看板・ポスターなどは設置できません。
- (9) 使用を取り消す場合は、速やかにその旨を連絡してください。
- (10) 既納の使用料は原則として還付できませんが、次の場合は使用料の全部または一部を還付することができます。
 - ①天災地変その他使用者の責に帰すことができない理由により、交流ひろばを使用できなくなったとき（使用料の全額）
 - ②使用者が交流ひろばを使用する日の1箇月前までに使用の取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき（使用料の10分の8に相当する額）
 - ③使用者が交流ひろばを使用する日の2週間前までに使用の取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき（使用料の10分の5に相当する額）
- (11) 使用日の前日までに、ひろば使用許可書の交付を受けていない団体は予約確認モニターに表示されません。

加古川市民交流ひろば使用料の減免について

加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例施行規則第5条に定める使用料の減免は、以下の場合に減額し、または免除することができます。

加古川市民交流ひろば使用許可兼使用料減免申請書は、概ね1週間前までに提出してください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

【減免理由】

1. 市が主催する事業のために使用するとき【規則第5条第1項第1号】
2. 市が共催する事業のために使用するとき【規則第5条第1項第2号】
3. 公共的団体が公益のために使用するとき【規則第5条第1項第3号】
4. 次に掲げる団体が当該活動に係る会議等で使用するとき【規則第5条第1項第4号】
 - ① 加古川市民交流ひろばを使用する市民団体に関する要綱の規定に基づき、市民団体として認定を受けている団体
 - ② 加古川市民交流ひろばを使用する「男女共同参画に関する活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱の規定に基づき、男女共同参画活動団体として認定を受けている団体
 - ③ 加古川市民交流ひろばを使用する「国際交流及び多文化共生に関する活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱の規定に基づき、国際交流活動団体として認定を受けている団体
 - ④ 勤労者の福祉に関する活動を行う団体のうち産業振興課において減免対象であると認められる団体
 - ⑤ 青少年の健全育成に関する活動を行う団体のうち社会教育課において減免対象であると認められる団体
5. その他市長が特に必要と認めるとき【規則第5条第1項第5号】

＜お問い合わせ先＞市民活動推進課多文化共生係（079）425-1166